

【感染法上の位置づけ変更に伴う外来診察の対応について】

令和5年5月8日更新

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は2類から5類と引き下げとなります。これは限られた医療機関のみの診察だけではなく、幅広い医療機関による通常の診察に移行することを意味します。

当院はこれまで風邪症状がある患者様については「かかりつけのみ」の対応としてきましたが、今後は新患も含めた「受入れ患者を限定しない」へ段階的に移行していきます。

医師数や場所などの体制を整えつつ段階を踏みながら移行してまいります。当面の間は下記の予約制にて対応いたします。ご理解のほどよろしくお願い致します。

予約日時： 毎週水曜日 10:30～12:00

毎週金曜日 9:00～12:00

対象患者： 新患の風邪症状

※来院する前に必ずお電話にてお問い合わせください。 代表 048(995)3331

※日時が合わない場合は、近隣の医療機関への案内となります。

必ずお電話にて確認をお願いします。

当院は救急指定ではなく重症化リスクの高い患者も多く入院しております。

患者様の安全確保と感染拡大防止のためご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

医療法人社団協友会 埼玉回生病院